

環境影響評価条例に係る他市の事例（政令指定都市）

自治体名	規模要件	備考
仙台市	<p>【太陽光発電所の設置】</p> <p>全地域：太陽光発電所の敷地面積が 20ha 以上 A 地域：太陽光発電所の敷地面積が 10ha 以上 B 地域：太陽光発電所の敷地面積が 5ha 以上</p> <p>【太陽光発電所の変更】</p> <p>全地域：太陽光発電所の敷地面積が 20ha 以上増加 A 地域：太陽光発電所の敷地面積が 10ha 以上増加 B 地域：太陽光発電所の敷地面積が 5ha 以上増加</p>	<p>全 地 域：A・B 地域以外 A 地 域：自然公園、県自然環境保全地域等 B 地 域：自然公園の特別地域等</p>
さいたま市	<p>【電気工作物[※]の設置】</p> <p>A 地域：<u>施行区域の面積</u>が 5ha 以上 B 地域：<u>施行区域の面積</u>が 3ha 以上 C 地域：<u>施行区域の面積</u>が 1ha 以上</p>	<p>A 地 域：既に市街化を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。 B 地 域：自然環境への配慮が特に求められる地域に近接または隣接している区域。 C 地 域：自然環境が豊かで、それに対する配慮が特に求められており、市街化や開発が厳しく規制されている区域。</p> <p>※電気工作物とは、送電線、配電線及び電力保安通信線を除く。</p>
川崎市	<p>【電気工作物の建設】</p> <p>電気工作物のうち発電の用に供するものの新設であって、当該電気工作物の<u>出力</u>が 5 万 kW 以上</p> <p>第 1 種行為：<u>出力</u>が 10 万 kW 以上のもの 第 2 種行為：<u>出力</u>が 10 万 kW 未満のもの</p>	<p>第 1 種行為：事業の種類、規模等により環境に特に著しい影響を及ぼすおそれのあるもの 第 2 種行為：事業の種類、規模等により環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるもの</p>

自治体名	規模要件	備考
相模原市 (R2.4.1 施行 予定)	【電気工作物の建設】 A地域： <u>出力</u> 400kW 以上 B地域： <u>出力</u> 6,000kW 以上 C地域： <u>出力</u> 8,000kW 以上	A 地 域：豊かな自然環境を保全するため、事業実施に当たり特に環境配慮を要する地域（国立公園、県立自然公園、自然環境保全地域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区） B 地 域：集落や農地と自然環境が共存しており、事業実施に当たり一定の環境配慮を要する地域（次の2地域のうち、A地域に含まれる地域を除く地域「非線引き都市計画区域のうち、用途地域の指定のない地域」及び「都市計画区域外の地域」） C 地 域：事業実施に当たり標準的な環境配慮を要する地域（A地域及びB地域を除く地域）
静岡市 (R2.4.1 施行 予定)	【太陽光発電所の設置又は変更】 ①都市計画区域内（③以外） <u>敷地面積</u> 50ha 以上 又は <u>森林伐採面積</u> 20ha 以上 ②都市計画区域外（③以外） <u>敷地面積</u> 25ha 以上 又は <u>森林伐採面積</u> 20ha 以上 ③特定区域内 <u>敷地面積</u> 5ha 以上	特 定 区 域：南アルプスユネスコエコパークの区域、南アルプス国立公園特別地域、奥大井県立自然公園特別地域、日本平・三保の松原県立自然公園特別地域
浜松市	【太陽光発電所の設置】 第1種事業： <u>敷地面積</u> が50ha 以上 又は <u>森林伐採面積</u> が20ha 以上 第2種事業： <u>敷地面積</u> が20ha 以上 又は <u>特定地域内において敷地面積</u> が5ha 以上 【太陽光発電所の変更】 第1種事業： <u>敷地面積</u> が50ha 以上増加 又は <u>森林伐採面積</u> が20ha 以上増加 第2種事業： <u>敷地面積</u> が20ha 以上増加 又は <u>特定地域内において敷地面積</u> が5ha 以上増加	森林伐採面積：森林（森林法第2条第3項に規定する国有林及び同法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている同法第2条第3項に規定する民有林をいう。以下同じ。）において立木竹を伐採する区域の面積 第1種事業：規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるもの（手続き必須） 第2種事業：第1種事業に準じる規模を有するもののうち、環境影響の程度を判定するもの

自治体名	規模要件	備考
名古屋市	<p>【発電所の設置】</p> <p><u>出力</u>が5万kW以上であるもの</p> <p>【発電所の変更】</p> <p><u>出力</u>が5万kW以上である発電設備の新設を伴うもの</p>	
神戸市	<p>【太陽光発電所の新設等】</p> <p>第1類事業：<u>敷地面積のうち自然の改変を伴う部分の面積</u>が20ha以上 又は <u>緑地の保全区域等の部分の面積</u>が5ha以上</p> <p>第2類事業：<u>敷地面積のうち自然の改変を伴う部分の面積</u>が5ha以上 又は <u>緑地の保全区域等の部分の面積</u>が2.5ha以上</p>	<p>第1類事業：全ての条例手続を行う事業</p> <p>第2類事業：第1類事業に比べ小規模な事業等で、事前配慮と事後調査の手続は必須だが、環境影響評価手続は適用の可否を判定する事業</p> <p>緑地の保全区域等：敷地のうち緑地条例第4条第3項に規定する緑地の保全区域又は同条第4項に規定する緑地の育成区域</p>
岡山市	<p>【太陽光発電所の設置※】</p> <p>A地域：<u>土地の形状変更等の面積</u>が20ha以上</p> <p>B地域：<u>土地の形状変更等の面積</u>が10ha以上</p> <p>C地域：<u>土地の形状変更等の面積</u>が5ha以上</p> <p>【太陽光発電所の変更※】</p> <p>A地域：<u>土地の形状変更等の面積</u>が20ha以上増加</p> <p>B地域：<u>土地の形状変更等の面積</u>が10ha以上増加</p> <p>C地域：<u>土地の形状変更等の面積</u>が5ha以上増加</p>	<p>A 地 域：市街化区域（C地域を除く）</p> <p>B 地 域：市街化区域以外の区域（C地域を除く）</p> <p>C 地 域：国立公園、国定公園、県立自然公園、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、環境緑地保護地域、郷土記念物、生息地等保護区、鳥獣保護区、貴重野生生物保護区の区域</p> <p>土地の形状変更等の面積： 土地の形状を変更し、又は樹木の伐採等を行う区域の面積</p> <p>※ 土地の形状の変更又は樹木の伐採等を伴うものに限る。</p>
北九州市 (R2.4.1 施行 予定)	<p>【太陽光発電所の設置】</p> <p>太陽光発電所の<u>設置区域の面積</u>が50ha以上</p> <p>【太陽光発電所の変更】</p> <p>太陽光発電所の<u>設置区域の面積</u>が50ha以上増加する発電設備の新設を伴うもの</p>	<p>面積は、土地の造成の有無に関係なく、事業の実施に必要な区域全体（現場事務所、駐車場、調整池などを含めた区域全て）が対象。</p>